別表第一Ⅴ中M項をW項とし、L項をV項とし、K項をU項とし、J項をT項とし、同表Ⅳの1項中「アミノ酢酸」を「グリシン」に改め、同項をS項とし、同表Ⅲ中H項をR項とし、同表Ⅱ中G項をQ項とし、F項をK項とし、同項の次に次のように加える。

L項	ブロムヘキシン塩酸塩
M項	L－カルボシステイン
N項	L－エチルシステイン塩酸塩
O項	ヨウ化イソプロパミド ベラドンナ総アルカロイド
P項	トラネキサム酸 グリチルリチン酸及びその塩類

○・○一二	
○・七五	
○・三	
○・○○六 ○・○○○三	
○・七五 ○・○三九	

別表第一Ⅱ中K項を次のように改める。

K項	グアヤコールスルホン酸カリウム グアイフエネシン クレゾールスルホン酸カリウム

○・二五 ○・二五 ○・二五	

別表第一Ⅱ中E項をJ項とし、D項をI項とし、C項をG項とし、同項の次に次のように加える。

H項	ジメモルフアンリン酸塩

○・○三	

別表第一Ⅱ中B項をD項とし、同項の次に次のように加える。

E項	クレマスチンフマル酸塩
F項	メキタジン

○・○○一	
○・○○四	

別表第一Ⅰに次のように加える。

B項	イブプロフエン
C項	イソプロピルアンチピリン

○・四五	
○・三	

別表第一注中第二項を第四項とし、第一項を第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

1　クレマスチンフマル酸塩の一日最大分量は、クレマスチンに換算した量である。

2　グリチルリチン酸及びその塩類の一日最大分量は、グリチルリチン酸に換算した量である。

別表第一の二を次のように改める。

漢方処方名	一日最大分量（g）
葛根湯	エキスの場合　二五・〇
葛根湯加桔梗	エキスの場合　二九・〇
桂枝湯	エキスの場合　一五・〇
香蘇散	エキスの場合　一一・〇
柴胡桂枝湯	粉末の場合　六・〇 エキスの場合　二四・〇
小柴胡湯	エキスの場合　二四・〇
小青竜湯	エキスの場合　二四・〇
麦門冬湯	エキスの場合　三〇・〇
半夏厚朴湯	エキスの場合　一六・〇
麻黄湯	エキスの場合　一三・〇

別表第一の三構成生薬及び構成比率の欄中「カンゾウ」の次に「キキヨウ」を加え、葛根湯の項の次に次のように加える。

葛根湯加桔梗	8	2	4	3
	3	1	4	4

別表第二Ⅴ中1項をL項とし、H項をK項とし、G項をJ項とし、同表ⅣのF項中「アミノ酢酸」を「グリシン」に改め、同項をI項とし、同表Ⅲ中E項をH項とし、同表二Ⅱ中D項をG項とし、C項をE項とし、同項の次に次のように加える。

F項	トラネキサム酸

○・二五	
○・七五	

別表第二ⅠのA項のアセトアミノフエンの項中「一・〇」を「〇・九」に改め、同表Ⅰに次のように加える。

C項	イブプロフエン	○・二
D項	イソプロピルアンチピリン	○・一五

○・四五	
○・四五	

別表第三の二を次のように改める。

有効成分名 ＼	イブプロフエン	イソプロピルアンチピリン
アセトアミノフエン	○・四五	○・四五
エテンザミド	○・一九五	○・七五
	○・二五二	○・四五

（注）　各成分の配合量は、一日量（g）である。

別表第三の三

有効成分名 ＼	イソプロピルアンチピリン	イブプロフエン
アセトアミノフエン	○・四五	○・三九
エテンザミド	○・七五	○・三九
イブプロフエン	○・四五	○・三
	○・一	

（注）　各成分の配合量は、一日量（g）である。